



点検しましょう!

# 住宅用火災警報器



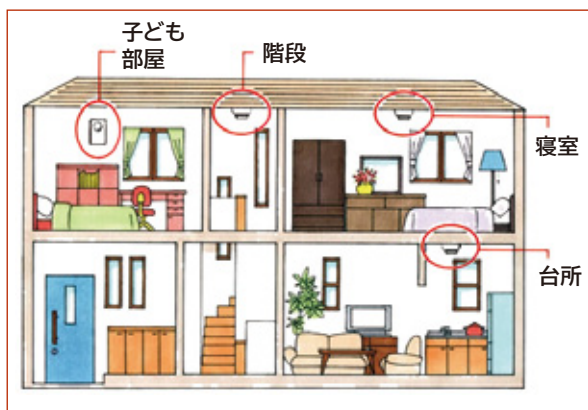
問い合わせ先/消防本部予防課予防査察係 TEL.51-0352

全ての一般住宅(共同住宅などの住居部分を含む)に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。万が一火災が発生したときに、住宅用火災警報器が鳴るよう、日頃から手入れと動作確認をしましょう。



▲取り付けは簡単

## 設置場所



### 寝室・子ども部屋

普段の就寝に使う部屋

### 階段

寝室がある階(屋外に避難できる出口がある階を除く)の階段最上部

### 台所(任意)

設置義務はありませんが、火災の原因となりやすい場所です。できる限り設置してください。

## 日頃のお手入れのポイント

### ①点検方法

本体から下がっているひもを引くかボタンを押して、音が鳴るか点検(月1回程度)

### ②乾電池・リチウム電池タイプは交換を忘れずに!

音やランプで交換時期を知らせてくれます(最新機種多くは電池寿命が10年程度ですが、使用期間が10年を超える警報器は本体の交換をお勧めします)。

### ③誤作動が起こったときは

本体のひもやボタンなどで停止し、誤作動の原因となる煙や湯気などが直接かからない所に取り付けてください。

## 住宅用火災警報器の給付

高齢者や障がいのあるかたに、住宅用火災警報器などの給付を行っています。

### 対象者・問い合わせ先

#### ▼65歳以上の一人暮らしのかた

市役所長寿課長寿支援係 TEL.76-8143

#### ▼身体・精神障がい者(障がい等級2級以上)、知的障がい者(AまたはB判定)

市役所福祉課障がい福祉係 TEL.76-8142

※いずれも所得に応じて負担あり

